

政令第三百六十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一種の項中「一一六、八〇〇円」を「一一六、九〇〇円」に、「一三九、六〇〇円」を「一三九、七〇〇円」に改める。

別表第四の二の一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の項中「一四、八〇〇円」を「一六、六〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改め、同表の二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上の項中「一一、七〇〇円」を「一三、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改め、同表の陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空

曹以上の項中「四、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表の三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下の項中「三、六〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四及び別表第四の二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、一等陸尉、一等海尉又は一等空尉以下の自衛官に支給される本府省業務調整手当の支給月額を改める等の必要があるからである。